

## 第1分科会「権利～欠格条項から考える～」

コーディネーター	金政玉（DPI 権利擁護センター所長）
パネリスト	金原浩之（札幌聴力障害者協会理事・広報部長） 瓦屋慎吾（北海道精神障害者回復者クラブ連合会） 土本秋夫（北風の会）
コメンテーター	大久保誠（札幌弁護士会）

金 私の紹介をさせていただきます。第1分科会「権利～欠格条項などから考える～」の進行のDPI障害者権利擁護センターの金です。よろしくお願いいたします。

進め方を紹介します。欠格条項などから考えようということで、欠格条項の問題とこれからの課題について10分くらい話させていただきます。その後、レジュメに沿って、パネリストの方に各10分ずつお話しいただきます。その後、コメンテーターとして、札幌弁護士会の大久保さんから発言してもらいます。パネリスト、コメンテーターからお話をいただき、その後15分くらい休憩をとり、その間にパネリストに聞いてみたいことなどを用紙に書いていただきます。それを私に提出してください。それに答えていただき、残りの時間をフロアの方からの質問、意見をいただき、自由討議をして最後にまとめに入ります。時間の制限がありますが、皆様のご協力をいただきながら進めていきます。あと、パネリストの方の紹介ですが、それはご本人にお任せします。

欠格条項の問題について、今の状況、現状、課題のあらましをお話します。今の現状を説明できる資料があればよかったですのですが、特に用意してませんので、かいつまんで話します。

欠格条項の見直しを政府が取り上げて、対処方針を各省庁からとりまとめて明らかにしました。それが99年の8月で、対処方針が閣議でも了承されて決められました。まず99年8月時点で、各省庁にまたがって資格制限から排除している法令が63制度あるとまとめられました。

この欠格条項を定めている法令は、主に3つに分けられます。各省庁で法令上定めている欠格条項についての見直しということなので、まず法律本則に欠格条項を定めているものがあります。例えば医師法。目の見えない者、耳の聞こえない者、口のきけない者、また精神に障害のある者ということで、法律の本文に載っていて制限しているもの。次に、法律運用の部分で省令、政令に制限があるもの。施行規則、具体的な基準で、障害を特定して制限しているものもあります。法律本文、省令、施行規則などを含めています。法令上定めているものが、その時点で63制度あるということです。

その見直しの対処方針として、主に4つのことがあります。一つ目、見直しに当たっては、できる限り厳密な規定を設けようということ。障害名、病名ををあげて制限するよりは、厳密な規定があつていいと思える部分がある。しかし、これは両刃の剣の面があります。例えば、細かい施行規則があるが、運転免許の問題で、聴覚障害がある方が90デシベルの音が聞こえるかどうかで運転免許をとる、とれないとなる。そうすると、一つの基準になり、それで門前払いされてしまう。それがいいのか。厳密な規定は、私たちは問題を含んだ方針ではないかと考えています。

2つ目は絶対的欠格事由から相対的のということ。絶対的欠格事由とは、法令上定めている文言のところに、こうこうこういう人は資格を取れないと定めていること。相対的というのは、こういう障害を持つ人は資格などを与えないことがあるということ。例えば、医師法では厚生労働大臣が免許を与えますが、免許権者が審査をして該当と思う場合は免許を与えるなど、一定の判定を経た後に与えるかどうかを判断することです。これまでの欠格条項は絶対的が多くあった。これは非常に差別法令だと、きのうもシンポジウムで高田さんがおっしゃっていた。それを相対的に改めようというのが方針です。

3つ目が、障害名や病名を、従来は特定していた。そういった障害名を特定しない方法にしましょうということがあります。実際にあらわし方は難しい。今後の課題です。

4つ目は、回復規定の明確化です。資格の回復の規定です。資格をとって5年、10年の中では、今の法令上の問題でいうと剥奪される。滋賀県の琵琶湖病院では、精神科の聴覚障害を持たれている

藤田さんという方がいますが、医師の免許を取ったときは障害はなかったが、何年かして病気になり中途失聴となった。しかし、病院の受け入れ体制が整い、スタッフが手話を覚えて患者さんとのコミュニケーションをとれるようにしてくれたので仕事を続けている。これまでの問題でいうと、そういう方の資格も剥奪されかねない。そういう回復規定の明確化を見直しに入れようとしている。

特にことしの通常国会では、大きな改正がされている。医師法の一部改正の法律だが、旧厚生省で半分近く、特に医療職関係が多くて、27の法律で制度数では33。一括して見直しの改正案が出された。もう一つ、運転資格が出されている。それがこの前の通常国会で改正案が採択をされ、今見直しが進んでいる。これもまだ十分な解決かどうかは問題が残るところで、特に医師法の改正案は、法律本文では今までは障害名を特定して目が見えない者とかいうことは削除された。しかし、心身の障害によるという文言は残っている。業務を適正に行えないと認められるものは、資格を与えないこともあるとなっている。省令のところでは視覚、聴覚等言語機能の障害を持つ者、精神に障害を持つ者、業務を行えない者については資格を与えないことがあると、省令事項ではそういう規定が残っている。それが問題。仮に国家試験に合格して、免許の申請をして、実際に視覚とか聴覚とか音声とか言語機能の障害があるということで、その判定の結果、免許を与えない可能性として残されている、それが今後の課題。本人の補助的な手段のサポートを可能な限り講じて、どうやったら免許を与えられるか考えなければならない。

運転免許の見直しは不十分だと思う。幻覚のある精神病の者ということが入ってしまった。もう一つ、発作症状の著しい者というのが入っている。従来のような目の見えない者とか、知的、精神障害者というものを全部対象にして除外、そういうことはなくなったが、幻覚のある精神病のある者とか発作症状の著しい者とか、それは法律の本文に残っている。そういった人が対象になった場合、免許をとれることがどこまで進むのか、かえて進まなくなるのではないかということが、精神障害者の差別、偏見を含めて、運用上の問題として残っている。

欠格条項が63制度あることを政府が認めていることで、この前の通常国会では2つの改正がされたが、これから残っている課題は、運用上のところでは障害を明記して制限をすることが欠格条項の問題としてあるので、私たちからすれば、撤廃のためには本人が必要な補助的な手段や、補助者、器具の面からサポートできるような国の財政的な支援や、事業者、例えば医療機関が当事者を受け入れるための体制づくりなど、これからの課題として残されている。障害者雇用の問題を昨日、土本さんがお話されましたが、それにつながると思います。

時間が過ぎて申しわけありません。あらかたの欠格条項見直しの点からの問題を話しました。資料が配られていますので、それに沿ってパネラーの方に発言していただきます。

最初に、資料の1番目。札幌市聴力障害者協会の金原浩之さんからお願いします。

金原 寒い中ご苦労様です。座って話します。

資料にあるように、欠格条項が見直された背景として教育の選択の自由が広がっています。戦争が終わった後、聴覚障害者の教育、選択の自由というものが広がっています。その結果、聴覚障害児がろう学校で学ぶということが必ずしも定番ではなくなってきています。

ろう学校では、口話教育を中心に行っています。手話を使って、教育を行っていないのです。ろう学校で口話を学んだ後に普通の学校へ変わる、転入する、そういう聴力障害児がふえています。これをインテグレーションと呼んでいます。こういう経過で大学や専門学校へ進む聴力障害者がふえています。

次に、聴覚障害者の資格について。聴覚障害者は、コミュニケーション障害と言われています。聴覚障害者の仕事を考えたとき、資格というのは社会で生きていく上で武器になるといえる。一般に、資格はその人の社会的な立場を保障するといえますが、コミュニケーション障害を持つ聴覚障害者にとって、資格を持っていないということは、同じ聴覚障害者でありながら職業を選ぶ上での差別が生まれることになる。

戦後の民主主義の価値観が広まっていく中で、憲法14条にあります「法の下での平等」、22条にある「職業選択の自由」、そのような民主主義の広がりの中で、中途失聴者の資格を保障するという

のが守られてきた。つまり、健聴者のときに資格を取っても、何かのきっかけで聞こえなくなったときに資格を剥奪されることはなかった。

聴覚障害者のコミュニケーションの手段が広がっています。手話はろうあ者が使うものというイメージがありますが、聴覚障害者とかかわる健聴者は、手話でコミュニケーションをとっている。つまり、手話は一つの言語として、ふだんの言語として生活の中で使われています。これは聴覚障害者が普通の健康な耳の聞こえる人と変わらない能力を持っていることをあらわしていると思います。聴力障害によって損なったコミュニケーションを手話で補っているのです。これは聴覚障害者が手話を研究して発展させ、努力して広げてきた成果だと思います。以上です。

金 どうもありがとうございました。

最初の発言を金原さんにお話しいただきました。資料の中に、差別撤廃100万人署名運動があります。今も取り組みをしていますか？

金原 はい。運動は継続しています。

金 私の説明が不十分だったと思うが、欠格条項にとどめず権利という分科会ですので、いろいろなことがあります。とりあえず欠格条項の問題からということで理解をしていただいて、この後の話にかかわっていただきたいと思います。

続きまして、北海道精神障害者回復者クラブの瓦屋慎吾さんからお話を。

瓦屋 運転免許が改正されて幻覚のある者とか載っているが、幻覚を持った状態で果たして自動車学校を卒業できるのか。一々自動車学校で聞くのか。果たしてそれが有効なのかわからない。免許をとるとき、実技試験があって学科試験があって、それを通過して、どうして免許を与えないのか。あまり意味がないと思っています。たぶん、精神状態が悪い状態では、学校は通過できないと思います。

また、欠格事項については、わからない事項がたくさんあります。なぜ、精神障害者を排除するのか、わからない欠格事項があります。理容師、美容師は、刃物を扱うので仕方ないかとも思いますが、しかしなぜ通訳はだめなのかわからない。英語を話せる人はたくさんいるのに。プロの無線技師もなぜとれないのかわからない。合理的理由のないものがたくさんあります。

欠格事項のことではよくわからない面もあるので、医療に関する話をしてします。僕たちには、医療にかかる権利がないのです。それは保護者にあります。まず保護者を説得しなければならない。退院をしたいときも、実際なかなか通らない。また、北海道の場合、なかなか出られません。これは法律家の協力がいると思う。法律家と職員はフリーで面会できます。大阪に精神医療の人権センターがあって、活発に活動しています。ぜひ大久保先生にお願いしたい。

本当に精神病院の中に言論の自由があるのか、私は問いたい。9月11日、心の健康祭りで、僕たちは朗読劇をやりました。「黙って看護婦さんの言うことをきかないと、デンパチを食らうよ」というせりふがありました。看護職というか、医療に服従しなければ生きていけないというのが、僕たちのありようかもしれません。保護室、独房を、そして例えば懲罰に電気ショックなども使う。面会についても、面会室だけでしか会えません。面会を断られることもあります。法律の中で断ることができるか書いてある。家族しか会えない。一律にやられている場合がある。僕たちは面会に行ったり、手紙を書く活動をしています。公衆電話があるが、10円しか持たされてないので、1分間で切れてしまいます。十分に外との連絡をとることができない。そういう精神病院の状況があります。

もう一つ、働く権利についてです。精神障害者は雇用率にカウントされていない。雇っても雇わなくてもいいということです。だから雇われません。雇われても、働き方が工夫されていないので、もし雇われても長く続かない。僕たちが働きやすい職場環境を考えてくれる必要があると思います。これからの研究を待ちたい。

最後に一番苦しんだのですが、裁判を受ける権利を考えたい。国民である以上権利がある。でも僕

たちは、事件を起こした場合、逮捕されても起訴されず、措置入院に回される。果たしてそれでいいのか。僕としては、責任をとれる人は裁判で責任をとってほしい。全部が全部警察の都合で措置入院にすることはないと思う。もし自分の行為に正当性があるなら主張すべき。そうであるなら、弁護士もつけてほしい。たとえ負けても、リスクは背負った上で。

それと、措置入院のとき、医者に対して自分の意見を言うが、自分一人では言わなければならない。だれか助けてくれる人が欲しい。措置入院の壁は低く、病院の中で少し暴れただけで措置入院になる。権利が侵害されていると思う。もし、現行犯でなかった場合、誤認逮捕の可能性があるが、その汚名をどこで晴らせばいいのか、裁判でしかないのではないか。だから、我々にも裁判を受ける権利があると主張したい。皆さんでどうかお考えください。以上です。

金 私の方で言い落としたことですが、今のお話はきょうのレジュメには入っていない。きのうの文章を見ていただきながら、今のお話を受けとめてほしいと思います。

精神障害者の置かれている実態について、医療の現場の問題、職場環境の整備が必要なこと、当事者が正当性があると思うなら、自分で主張して、裁判を受ける権利を認めてほしいということだと思います。

精神障害者の人権をめぐる問題というのは大きな課題なので、また後でぜひお願いできればと思います。

続いて、土本さん。

土本 おはようございます。北風の会の土本です。

身近なことで、大勢の仲間にかかわることですが、住むこと、都営住宅のことをお話しします。住みたいがなかなか住めないと訴え、ピープルファーストの大会の分科会で話し合ってきました。その地域でも違うが、札幌の仲間も一人、市営住宅に住んでいる人もいます。知的障害者は何をするかかわらない、火事を起こすかもと言われ、なかなか貸さないという条件もある。介護とか支援とか、365日それらを受けられれば、問題はないと思う。

知的障害者や障害者は、よく理解をされていないのではないかと思う。自分みたいにこういう場で発言する人もいるが、なかなか奥手で人前で発言をしない人もいます。知的障害者でもいろいろな人がいる。十分に理解をしてもらいたいです。

いろいろな部分で自分たちの主張が出てくると思います。その中に、住宅問題や欠格条項とかがあります。

自分は昔、20年前ですが、就労していました。低コストで働いていて、月8万円のところ5万円で働いていた。自分もそこで訴えればよかったかと思いますが、無知で全然知らずに過ごしていた。体の調子が悪くすぐやめました。そこで自分たちの権利を主張すればよかったと思いました。自分たちのわかりやすいものを、きちんと説明を求める、きちんと答える、これが必要ではないかと思えます。

私は車の免許を持っていません。私は必要もないが、ほかの人たちは黙って免許を取得しているようです。知的障害者という免許は取れないのではないかということで、黙って免許を取っています。大勢の仲間が免許を取り運転しています。自分の同級生は、トラックの免許を取ってトラックの仕事をしている。自分は車の免許はとりたくもないなと思っています。これから、養護学校を卒業した人も車の免許を取りたいなどと要求が出てくるかと思いますが、その際どうしたらいいかということも含めて、これから取り組みたいと思っています。

あとは、欠格条項とかをもっと知っていきたいと思っています。DPIの分科会で欠格条項をするので、学習をしてきました。自分ではよかったと思っています。いろいろな面でこれから自分たちも学習を積んでいきたい。以上です。

金 ありがとうございます。

今、北風の会の土本さんからお話がありました。私の話で抜け落ちた点の問題提起をしていただきありがたい。

欠格条項で、政府が見直しを進めている中に、公的な施設の利用制限が入っている。それに今説明があった単身での公営住宅入居制限が入っている。常時の介護が必要な重度の方が単身で公営住宅に入居する際の基準があった。それについては若干見直しがされている。しかしどこまで効果があるのか。旧建設省の方から都道府県・指定都市に対して、常時の介護が整っているのなら、可能な限り入居を認めてということで、若干政令の文書の見直しがありました。単身入居の対象にいまだに知的障害者と精神障害者はない。重度の介助が必要な障害者、ほか50歳以上、原爆被爆者の手帳を持っている人、生活保護の受給者、しかし知的障害者、精神障害者は、その基準には入っていません。理由はありきたりだと思うが、火の後始末など家の管理ができないという決めつけがある。それが差別、偏見につながる。そういう問題が残されています。生活保護を受けて、地域で生活している知的障害者が公営住宅の募集のとき、生活保護受給者はいいいので、それは認めるべきです。役所の対応として、知的障害を持つ人だから制度上認められません、となってしまう。それは交渉していく課題としてあると思う。それについては、後の質疑意見交換のときをお願いします。

先ほどの金原さんから、少し発言の補足をということです。100万人署名の件で訂正があるようですのでお願いします。

金原 100万人署名の運動は古い資料です。2年前に終わっています。目標は達成しています。

金 続けて、コメンテーターとして出席していただいています札幌弁護士会の久保さんからお願いいたします。

大久保 おはようございます。

札幌弁護士会では、昨年度から高齢者、障害者支援委員会をつくりまして、私が副委員長として活動しています。きょうのこの大会も、その立場でお話しさせていただきます。委員会から派遣されました。

今までの話の中で気づいたことですが、聴覚障害の関係で、金原さんから100万人署名運動の話の中で、改正を目指す主な法律で、民法の公正証書遺言の話がありました。昨日もたしかシンポジウムの中でその話をされていたと思いますが、私は「はて？」と思っていました。あなたの言ったことはこういうことですねということで、公証人から話をして、それを聞き取ってという、こういう手続にはなっているが、実際には、公正証書遺言で作成を拒否されたという実例があったのでしょうか。弁護士の立場からすると、公証人のそういう対応が正しかったのか、疑問があります。法の趣旨は何かというと、あなたは公正証書遺言として、残したい内容はこれに間違いありませんという確認を会話で求めるといのが法の趣旨。聴覚障害者であれば音による確認はできないと思いますが、手話という形で確認ができます。例えば公正証書遺言をつくる際、2人の立ち会いが必要ですが、立会人の1名を手話通訳が務めるなりすればできるのではないかと。昨日からその話を聞いていて、自分としてはその解釈がおかしいのではないかと考えていました。この資料を見ると、改正作業中なので、疑義をただすために作業していると思うが、若干、解釈の中では、自分自身は疑問に思っていました。公証人というのは、元裁判官、検察官など法の専門家になる場合がほとんどです。定年退職した方が多いのです。そうかたくなな判断をしなくていいのではないかと思います。

瓦屋さんからの話で2つほど。一つは、精神病院等の待遇の改善、あるいは退院について、もっと法律化してほしいとありました。大阪では退院例が非常に多いという話があったが、日本の中では大阪と福岡県、この2府県は弁護士会の活動が活発です。大阪では高齢者・障害者支援のセンターとして、愛称「ひまわり」というのがあり、そこでひまわり登録の弁護士が精神保健の関係を積極的に相談を受けて活動している実例があります。福岡県弁護士会でも同じく精神保健の絡みで、こちらはもっとすごい、精神保健のための当番弁護士をつくっていて、入院患者さんの要請があれば、弁護士

が一定期間内に駆けつけお話を伺って待遇改善とか退院の請求について、代理人として活動している。

この点については、実は札幌弁護士会でも、正式には決まっていないが、来年の3月1日をめどに、高齢者・障害者支援センターを立ち上げ、その一環として、精神病院に入院している患者さんから要請があれば、センターに登録した弁護士が病院に駆けつけ、いろいろ話を聞き、待遇改善、退院請求について、代理人として活動するという制度を進めています。ただし、このセンターも弁護士会の自主的な活動なので公的なお金がなく、自主財源で赤字の団体なので、いきなり活動範囲を広げることは難しい。立ち上げの時点では、札幌市内にある病院を対象にしようと考えている。それから後、拡大するかどうかは、そういう要請の数の多さ、財源のことを考えて、今後検討するというところで、今のところは札幌市内にある精神病院の患者さんの要求にはこたえようと、そう考えています。

それから二つ目、裁判を受ける権利、これについては、一つは、誤解を恐れず言わせてもらうと、検察官が起訴するしないを決めるが、その中で精神障害者はまともに裁判しないのではないかと問われるが、その実態はよくわからない。犯罪を犯しても刑罰を与えるためには、責任能力、自分がおかした行為について、自分がいったい何をやっているのか、わかっていて、自分はそれを防げるかという、そういう能力があるかどうかを、検察官としては起訴前に調査をする。そのための制度で、簡易な精神鑑定がある。これをやった上で十分責任能力があると判断して起訴するので、面倒くさくて措置入院に行くんだというふうに検察庁の取り扱いがなっているというのは、同じ法曹として、意見は瓦屋さんと違うが若干疑問のあるところ。それから、弁護士をつけてきちんと言いたいと言われましたが、当番弁護士の説明をしますが、これは全国のどの弁護士会でもやっている制度です。これは、逮捕、拘留されている被疑者から、弁護士の依頼をしたいという要請があれば、まず1回目は無料で弁護士が接見します。その中でいろいろ法的アドバイスをし、それでその弁護士に弁護を依頼する申し出があれば、基本は私選弁護士という形になるが、弁護料の支払いが難しいということであれば、扶助制度があり、それを使い活動していきます。国選弁護士というのを聞いたことがあると思うが、これは既に裁判にかかった後で、支払い能力がない場合、弁護料を国が払う制度だが、逮捕起訴されていないときは私選弁護士です。扶助制度があります。精神障害者が逮捕、拘留されて、弁護士と話をしたい、頼みたいとなったら、スタートとしては当番弁護士にお願いをする。そこにお願ひすれば、先ほどありました自分が言いたいことが言えないということが解消されると思います。3人のお話を聞いて、コメンテーターとして思ったことを言いました。

金 ありがとうございます。

先ほどのコメントについて、公正証書遺言のことについて金原さんより訂正があります。

金原 資料の中の公正証書遺言について。

1999年12月に改正になっています。この資料の中には、幾つか改正されたものも含まれています。

金 今から休憩に入りますが、私からお願いがあります。お配りしました質問用紙があると思います。質問用紙がない方は、こちらにありますのでお越しくください。11時まで休憩ですが、パネリストのお話と大久保さんのお話で聞いてみたいことを、その質問事項など、休憩時間にお書きになり私に出してください。

もう一つ、事務局から署名の協力のお願ひということで、学校教育法についての署名です。障害児教育について、統合教育を制限することが進められていますが、これに反対する署名をお願いします。これを休憩時間以降配りますので、聞きながら署名してください。協力をお願いいたします。

ただいまから、11時まで。よろしくお願ひいたします。

(休憩)

金 それでは、時間ですので再開します。

パネリストの方々の発言とコメンテーターの大久保さんからの発言に、皆さんから意見、質問をお願いします。お名前と所属団体をおっしゃっていただいて、発言してください。一人の方に長い時間になると、ほかの方が短くなるので、発言については2、3分をお願いいたします。どなたか？

会場 自分は精神病歴があるテラダです。大久保先生が法律扶助の話をされました。現実問題としては、却下されるのが普通です。非常にずるいと思います、札幌弁護士会は。

瓦屋さんに質問です。すみれ会31年とありますが、その間、何もやっていないのではないのでしょうか。偏見、誤解をなくすことについて、何もやっていない。また、会長も全然参加されていませんよね。

金 ここで話す内容について、ルールを守ってください。先ほどのパネリストの発言に対しての内容にしてください。それ以外の活動の内容等については、ここで触れることは適当ではない。

会場 あなたは、措置入院についてお話されましたが、あなた方は医師のレベルについて抗議をしていないではないか。これで終わります。

金 後ろの方。どうぞ。

会場 僕は聴障のピープルファーストの者で、オダジマです。

都営住宅のことです。私はアパートに住んでいますが、アパートはどこで音がするのか、僕たちはわからない。大家さんとうまくいきません。不動産屋さんとか行くよりも、私は都営住宅で、大家さんがいなくても生活ができるということを見せたほうがいいと思います。東京で、一昨年、厚生省に行ったら建設省に行ってくれとたらい回しにされた。人間性が欠けていると思います。都営住宅は、これからの課題ですが、若い人も住めるようになったらいいと思っています。

金 オダジマさんはどの方にお聞きしたいですか？意見ですか？

会場 意見です。

会場 座って話させていただきます。

私は65歳で脳梗塞で倒れました。大学を卒業して、国家公務員になりました。34年奉職して、その後倒れました。初めから障害を持っている人は大変だと思いました。完全な回復ではありません。

法の下での平等の中に「障害者」という言葉を入れたほうがいい。終戦時におけるか、いろいろ入っているが、憲法第14条の中に「障害者」という言葉を入れた方がよかったと思います。

障害者としても健常者のつくった社会で生きているのだから、感謝の気持ちがあってもいいのではないかと障害者になってから思いました。パネリストの質問には合わないかと思いますが、健常者と障害者とやってみて、そう思いました。

金 お名前は？

会場 オオクボです。

金 後で補足します。

質問が出ましたので、区切らせてもらいます。

最初に、テラダさんから質問に対してお答えを。答えられる範囲で答えてください。

大久保 扶助については当番弁護士についてですので、テラダさんのおっしゃっていることとお話がかみ合っていない。ご理解を。

金 今のことについてですか？

会場 どうしてかみ合っていないのか？

大久保 補足します。逮捕拘留されている方の弁護のことで、資力等に乏しいときは扶助を使うことができますよ、ということです。扶助にも要件があります。

会場 初めから門前払いが見える。

金 これもルールとして確認します。手話通訳との関係もあり、発言の途中で発言はやめてください。守ってください。

一応、また後での意見を聞く場を持ちますので、次の方に話してもらいます。それは了解をしてください。瓦屋さん、どうですか？

瓦屋 31年間何もしてこなかったことはないと思っています。私たちは、活動の中で、市当局との交渉もしてますし、アピールの活動で、我らが主張大会というものもしてます。演者を立て、自分たちの思いを話すということをしています。こしは公募で、ポスターを病院などに送ったので、見てなかったかもしれませんが、言いたいことがあればスピーカー（演者）になってください。

会場 あなた方は連絡してくれない。

金 お互いにかみ合う接点をつくっていきこうということで分科会をしていますので、今の説明を受けて、どうするかを考えてほしいと思います。どうしても言いたいことは時間が残っている中で伺います。

憲法14条の話ですが、法の下での平等のなかで、人種、性別等ありますが、そこで障害者を入れるべきだと、障害でも障害者でもいいと私は思うが、これが憲法の中に入っていないのは、これは非常に大きな問題だと思います。最近の動きでは、昨年の国会で、人権教育の促進に関する法律が制定された。これが、与党の案で裁定されるので、そこには盛り込まれていないが、それに対する人権教育の促進に対する法律、正確に言うと、議員立法です。超党派の議員でできたが、それに対する野党の、憲法の14条の条文、その中に障害が入っている。多数決ですので、野党のは否決されるが、野党が正式に修正案として出すには、法制局のチェックをして修正案として出せるか出せないか判断して、そういう手続きを経る。そこで担当者が障害という文言が入ってもよいのではないかとということで修正案が出された。これから、よくわからないが、政権交代があって、野党が与党となって案が出されれば、もしかすれば法律の中で、同じような文章の中で、障害や障害者という文言が入るかもしれない。可能性は全くなくはない。補足でした。

会場 大阪の精神障害者、ヤマグチです。裁判を受ける権利がないということで補足的な話を。大久保先生に聞きます。検察官の評価システムが、勝ち点主義になっているということ。鑑定のあり方、評価の仕方が、6月ごろの宮崎事件で見られるが、大学で精神医療を教える先生方が調べて、1人の人間に2年間調べて、答えがそれぞれ違う。お医者さん個人の主観みたい。その辺で簡易鑑定が信頼できない。検察官が我が身を守るため、負けるようなことがあっては困るので、医者への信頼性にかかわるために病院送りしている。この実態があるというのが患者側の思い。当人の意見では、裁判に行かせるかどうかと言うのは、弁護士の意見より、裁判ができるかどうかという点で言っている。実際、僕は刑を受けるということは存在すると思う。法制度の運用上のまずさ、法制度の運用上のおかしさ



が、いつのまにか、こんな凶悪な精神障害者がいるというふうになっている。精神障害者が何かしたように言われるが、実際は、医者、検察官や周りに対処していたら済む問題。実際、裁判を受けるかどうかの問題では、僕らは、悪いものは悪いと認める。凶悪犯罪でも罪に問われない。そのことが常識となっているのがおかしい。その基準ははっきりしないまま、裁判官、検察に振り回されている。僕らは権利としてもものを言うと、分散されていく。それがきついです。

金 ありがとうございます。

大久保 山口さんの質問にどこまで答えられるかわかりませんが。

たしかに法のあり方として、精神障害者に対して、例えば服役した後の社会のありようが今まで不十分だったということで、法曹界の中で、例えば池田小事件をきっかけに、今、活動の端緒についてというところ。それ以上にどうだということは言いがたいが。

先ほど、瓦屋さんのことについて言いましたが、今、簡易鑑定で、検察官は刑事責任があるかどうかを決めて起訴する、その簡易鑑定が不十分であるなら見直しが必要というのは私の意見です。

会場 判断責任においてやるのですか？

大久保 それについては説明になるかどうかわかりませんが、日本の今の法律の中では、刑事裁判にかける、かけないの権限を有しているのは検察官です。検察官を刑事訴訟法という法律の中で、罪を犯したからといって必ず罪を犯した人を100%起訴しなさいということにはなっていません。いろいろな事情を考慮して、起訴するしないは検察官の裁量に任されています。例えば、起訴しなかったという処分が不満な場合は、検察審査会で検察官の不起訴処分が果たして適切なものであったかどうかというのを、これは専門家だけではなく、一般の素人の方が検察審査会の委員という形で入って、そこで検討して決めるというシステムになっています。詳しくはわからないが、通常は犯罪の被害者の立場の方から、なぜあの加害者を起訴しなかったか、おかしいのではないかという形で申し立てられるのが普通なのです。ですから、ヤマグチさんのおっしゃっている、例えば犯罪を犯したという者のほうから、起訴されなかったことがおかしいという形で審査会のほうに申し立てるというルールにはたぶんないと思います。そういう限界があることだけのご理解いただきたい。回答になっているかどうかわかりませんが、これが今の日本の法律の制度ではそうになっています。

金 ありがとうございます。

あともうひとかたの意見を受けて、その後で質問用紙として、リハビリテーション協会の奥山さんからの質問用紙もありますので、そちらに入っていきたいと思います。では、お願いします。

会場 福祉運動をしますノシロと申します。土本さんだと思うが、先ほど、都営住宅に入れてくれないと言っていたが、運動体として、防災の関係だとかいう理由づけでもって恐らく入れてくれないと思うのですが、その辺のところ、ハードの面で、オール電化にするとか、ある程度防災がきちっとされた形で、住宅をつくってくれとか、改築してくれとかいう、そういう流れの中で、都営なり市営なりの公営住宅に自分たちが入れるという運動を現在やっているならば、どういう形でやられているのか教えていただきたい。

土本 そういう改善要求とかは、現在自分たちもやってないし、これからの提議というか、起こしてくれた部分では非常に大きいし、これからの展開というか、こういう課題はありますと、都営、市営住宅についても、自分たちでしっかりと見つめて、みんなで抗議とかしていきたいと思っています。

金 よろしいですか？

質問用紙として出されているものに入っていきます。日本障害者リハビリテーション協会の奥山さ

んからいただいています。

昨日のシンポジストどなたでも結構ですということと、及び大久保先生にお願いしたいということです。質問は全部で4つです。読み上げながら、私で答えられる範囲を答えて、あと、大久保さんに答えられるものはお願いします。

まず、昨日のシンポにおいて、権利侵害の実例の報告がされました。障害者の人権について、国際的に条約化の動きがあります。人権について考えるとき、各国の状況、各個人ごとに人権のとらえ方が違うのではないかと。私たちは何を指そうとするのか、明確にする必要があると思いますということです。

あくまでも私の個人的な意見になりますが、障害者の人権について考えるとき、各国の状況とか、各個人ごとに人権のとらえ方が違うのは、私たちの身近な範囲でもよく感じるのだと思います。それは、私がきのうシンポジストとして、幾つかの代表的な事例と思われるものを皆さんのほうに紹介をさせていただいて、その事例をどう考えていくべきかというようなことを、一応問題提起も含めて、お話をさせてもらったかと思えます。

私がふだん思うことだが、私たちの学習会で、9月に関西大学のスギノさんに来ていただいて、今のADAと、ADAはアメリカで1990年に制定された障害を持つアメリカ人法のことですね。あとDDA、イギリスの障害者差別禁止法について、2つの差別禁止法の現状報告をしていただいた。ADA法が1990年に制定されてから、この10年間の中間的な報告、現状報告がされた中で、非常に印象的だったのは、ADAでは、障害の定義をあえてしていないということ。具体的に、障害者が企業に採用のための面接に行くとき、企業の側はあなたの障害はどういう障害ですかとか、そういうことを聞いてはいけないのです。聞いてはならないということになってます。ということは、障害というものの定義が法律上ないということがあり、しかし障害を理由に、例えば雇用の差別がされたときには、ADAを使って訴訟に持ちこむというケースです。ただ、雇用の中では、新規の採用差別のところでの訴訟が、もっと多いかと思いましたが、案外そうでもないということが報告されました。むしろ、今職場に働いていて、不当な障害者による差別的な取り扱いを受けたということでもって訴訟に持ち込んでいく事例が非常に割合としては高いなということが言われています。私たちは日本において、障害者差別禁止法を考えていくときに、アメリカのADAをそのまま日本に当てはめて考えていくことがいいのかどうか、これからしっかり議論する必要があると思います。

特に、障害の定義については、あくまでも私個人の意見ですが、日本で差別禁止法を考えるときにはやっぱり必要だと思います。できるだけ障害の定義も、個人のインペアメント、いわゆる個人の心身の機能の損傷だとか欠損を主に出すのではなく、環境との関係において、環境には社会の偏見、差別、意識の問題もあるかと思いますが、そういうことにおいて障害が生まれてる、そういった形でできるだけ社会との、環境との関係で障害の定義をすることだけをできるだけやり、その上で差別の定義、障害の定義があって、そういった障害に対して、差別をしてはいけない。その差別とは大体こういうものなんだということを、きちんと盛りこんだ差別禁止法というものを日本ではやはり制定していくべきではないかと思えます。それに対して違反したら、当然、一定のペナルティも規定の中に盛り込んでいくようなことが必要かと個人的には思います。

次の質問です。私たちは、日本国憲法上の自由権的基本的人権を問題にしているのか、生活権的基本的人権か、社会的基本的人権か、すべてか。発展途上国、先進国、中進国で、それぞれ人権の成熟度が異なるのではないかと思いますという、ご意見だと思いますが。

私からとりあえず意見を出して、あと瓦屋さんや土本さんが何かあれば受けたいと思います。

私の意見では、今の憲法上の枠の中で、あえて端的に言うと、生存権保障、法の下での平等と健康で文化的な最低限度の生活保障というのは、それは社会権として大事にしていかなければいけない、むしろ中身をこれからつくっていくかなければいけないと思いますが、ただ実態的には非常に難しいと思います。特に健康で文化的な最低限度の生活保障というのは、既にできているのではないかという議論というのはすごく根強くあるのです。それは、障害者の場合、働いて生活ができない場合、生活保障制度がありますし、そこで生存権の保障はされているのだから、きちんともうできているのだとい

うことが、非常について回ってくるのです。どうしても社会権という枠の中では、なかなか越えられない壁があるのではないかと感じてまして、むしろ憲法の中で新しい権利をもっときちんと、21世紀型と言え大げさだが、もっと明確に打ち出していく必要がある。それは憲法を改正するとかではなく、今既に憲法の中で言われている、例えば私が思うのは幸福追求権です。幸福を求める権利というのが憲法の13条でたしか言われていると思いますが、それをもっと拡大解釈して中身をしっかりとつくっていく必要があると思います。というのは、福祉サービスの問題から言うと、御存じのように、措置型から利用契約型の福祉サービスになり、個人の尊重ということが言われて、自己決定の尊重も言われています。個人の自己決定の尊重ということは、個人が等しく、生まれながらに自分の幸せを自分で追求する権利があるんだということが、そこに引きつけてやっていかないと、利用契約型のサービスの中で、利用者本位のサービスの中身になっていけないと思いますので、私はそういうことを新しい権利として考えて、積極的に取り組んでいく必要があると思います。

次の質問。欠格条項の改正、建築ハートビル法、交通バリアフリー法、著作権法の改正、統合教育の拡大、雇用の拡大、そのほか福祉施策の拡充など、実体法上で権利の拡充を目指すのかという質問です。これも私の意見として簡単に述べさせてもらいますが、きのうも障害者基本法の問題点を紹介しましたが、基本的には障害者基本法の中では義務規定はほとんどない。努力規定、政府なり地方公共団体に障害者計画の策定、国に対しては義務づけなのですが、都道府県や市町村については、義務づけではなく努力規定なのです。努めるようにしましょうということしか言っていない。これはほかの障害者雇用の問題でも法定雇用率が全然いまだに達成されていないということにも見られますように、全部努力規定にとどまっている。こういった障害者基本法のあり方の中で、欠格条項の問題、ハートビル法、交通バリアフリー法の問題も、事業者への義務づけではなく努力規定にどうしてもとどまってしまうという問題があります。この問題をどう越えるかということ、きのうの障害者権利法の制定、差別禁止法の制定の中で、これから議論をしていながら、その部分をどうやって壁を乗り越えていくか、バリアを除去していくかということをも具体的に議論していく必要があると思っています。はっきり言うと、実体法上での改正、見直しは、私は今の現状では限界があるかと思っています。

次の質問は、お願いできますか。

大久保 質問の内容です。子ども、婦女子、高齢者、障害者など弱者への虐待、陵辱は、一般法である刑法軽犯罪法で対処するべきではないでしょうか。一般法の外で規定するのは立方的に難しいのではないかと思います。諸外国の差別禁止法において、どのようになってますかという質問ですが、質問の中で言われている弱者への虐待、陵辱は、一般法である刑法軽犯罪法で対処すべきとありますが、虐待、陵辱とは具体的に何を意味するのかというのが大事だと思うのです。刑法としては、例えば暴行、傷害、もちろんこういうことがあれば、刑法上の暴行罪、傷害罪、あるいは暴行、傷害を加えて人を死亡させたときは傷害致死であると。最悪の場合は殺人。こういう刑法が該当します。それから虐待と言われている中で、例えば保護責任者遺棄罪というのがあります。例えば、介護を要するような、人がいなければ生活ができない人、例えば幼子、小さな自分一人では十分身の回りのこともできない小さな子どもを、親がほっぽりだして、例えば食事を与えないなどで、衰弱させて死亡とかに至れば、現行法の中でも保護責任者遺棄、あるいはさらに死亡までいくと遺棄致死という形で刑法上の犯罪に当たります。その意味であれば、現行法の刑法の枠の中でもそういう不法行為、違法行為というのは、処罰の対象になっているのは事実ありますので、質問の方が考えていらっしゃる虐待、陵辱というものが、それを越えたものを想定されているのかわからない。仮にそういう刑法で予定されていないものをとらえて、何か刑罰を与える規制をしたらどうかとなれば、これは当然、法律できちんと新しい法律をつくって罰則を定めなければなりません。これは難しい言葉ですが、罪刑法定主義というのが、刑法の大原則にあります。人を罰するというのは、人の個人的な人権を侵害する最大のものですから、勝手に国が罰則を与えるということは許されません。必ずそのためには、罰に対応する罪をきちんと明確に法律で定めなければならないという大原則がありますから、当然、刑法で予定

していない虐待行為について刑罰で対処しなければならないということであれば、新たな法律が必要になることは明々白々なことであります。ただ、実際に諸外国の差別禁止法において、どのようになっているかについては、私、寡聞にしてそこまで知識がありませんので、ちょっとお答えできません。ご了解ください。

会場 昨日の話で、女性が入浴の衣服の着脱の際、男子の介護者が介在したとか、施設の中での虐待、そのことを念頭に、それを含め、差別禁止法の中で弱い立場にある人たちへの軽犯罪というか、刑法に抵触する場合、私たちはそういうものを一般法以外に求めているのかどうなのか。私は難しいと思うが、きのうそういうレポートがあったので、質問いたしました。

金 今のご発言は意見をもう少し聞きたいということですか？

会場 きのうのレポート聞かれていれば質問の意味がおわかりかと思えます。

大久保 今言った施設内での介護、実例のことであれば、現行の刑法なり軽犯罪法で処罰できるかという、これは難しい刑法上の議論になりますが、違法性というのがありまして、大学の講義ではないのですが、犯罪は刑法とか何々法で処罰が対象されている、そこに該当する行為をしたからといって即処罰されるのではなく、先ほど責任能力のことをお話しましたが、それ以外にも違法性という要件をクリアしなければ処罰はされないのです。これまでの介護のあり方からすると、施設内で介護をするとき、実際の介護職員の手が回らないという実情から見ていくと、例えば異性の介護をするということをとらえて、それが虐待だとしても、現行法の中で刑罰違反でとらえるというのは、これまでの実態等考えてそこまで果たして社会全体としての認識があるのかということも踏まえていくと、なかなか違法性というところで、それはちょっとクリアできないと、私個人ですが考えます。ですから、そういうものをこれから差別禁止法で対処していくのであれば、それを刑罰をもって対処しなければならないというのであれば、やはり差別禁止法の中で明確に規定していくことが必要になるかと思えます。

金 ありがとうございます。

きのうシンポジストとして出られている瓦屋さんと土本さん、今の話の中で何かご発言ありますか？特にありませんか。では、お願いします。

会場 精神医療人権センターを立ち上げる予定はないのですか？

瓦屋 精神医療人権センターがあるのは、東京と大阪だけです。専門家の協力がないと僕たちだけではできませんから。はっきりしていることで、当事者だけでつくれるものではありません。不満はわかるけれども。

会場 ちゃんとしなさいよ。

金 今のお話は、この分科会の内容に直接かかわることではないので、こんな人権センターが必要だと思ってるという発言にさせていただいて、それで皆さんがどう思うか、それはいいなと思うとか、ではどうなのかという話になっていけばいいのであって、そういう形で発言をしていただきたいと思えます。それはまた別の場で発言してください。きょうはこういう場所ですから、そういうことで了解してください。

もうお一方、ありますか？時間の関係で、その方の発言で区切りたいと思えます。マイクをお願い

します。

会場 僕はオダジマです。虐待ということについて、山の奥にあります施設の\*\*（聴取不能）園と  
いいです。そこで飛び降り自殺がありました。職員がちょっと目を離したときに飛び降りちゃったの  
です。見ている職員が一人いました。そういういろいろな問題がその施設の中にも起きてるし、病院  
の中でも起きています。これからはそういうことをなくそうとみんなと考えています。職員  
のやり方は乱暴な言葉も使っていますし、職員は自分たちなりにやらさないで、職員の言うことを聞  
けと、最後には頭をたたく職員もいます。殴って蹴飛ばす職員もいるので、そういう職員は許せない  
と思います。

金 ありがとうございます。

今のは意見ということでもいいですか。

それでは、時間が押し迫っているので、この時点でフロアとの意見交換は区切りをさせてもらいま  
す。

最後に、パネリストと大久保さんから、一人2、3分ぐらいで、申しわけないが、まとめの発言を  
お願いします。

最初に金原さんからお願いします。

金原 今皆さんのディスカッションを聞いていて、僕自身が思ったことが一つあります。

例えば、知的障害者のセクハラのようなものが起きている。女性よりも障害者はもっと弱い立場に  
いると思います。健常者に守られる法律があって障害者には守る法律がないのはおかし  
いと思います。

それと、聴覚障害者の車の運転免許の法律ですが、交通法の第88条の問題がありますが、10  
メートル離れて90ホーンの音が聞こえれば検査に合格するということですが、実際、僕も免許を  
持っていますが、運転中に窓を閉めていると後ろのクラクションは聞こえない。どこに意味があるの  
かわかりません。法律では聞こえない者という文言は除かれましたけれども、まだまだそうした壁が  
あります。そうしたことをなくすのが大事だと思います。

瓦屋 きょういろいろな意見を言ったが、精神病院の中の人権侵害でよくあることだが、保護室を出  
てきてから何か意見を言うと、また保護室に入るのかい？という言葉が返ってくるが、そういうこと  
ははっきり脅迫だと思いますが、それらについて法律家の協力がほしい。何しろ僕たちは面会を拒否  
されるが、法律家は認められているわけで自由に面会ができます、弁護士さんは。どうしてもテラダ  
さんが言うように、どうしても札幌に人権センターがほしいです。でも今までそういうところとやっ  
てきた専門家の先生がいなかった。これから一緒につくり上げていく努力をしましょう。そのために  
は僕たちの力だけではできません。どうしても専門家の力が要ります。これをきっかけにしたいと思  
います。以上です。

土本 何度も言いますが、やはり知的障害者をもっと知ってほしいということと、まだ多くの問題点  
があります。これから自分たちも発言していきたいし、これから当事者活動をもっと広げたいと思  
います。

大久保 我々弁護士は、これまで福祉の分野ははっきり申し上げて、それほど詳しくありませんでし  
た。私も実はそうです。特に札幌を含めて北海道では、福祉関係を専門に扱うという弁護士はほとん  
どない状況です。ですから、私きょうコメンテーターで来ていますが、実は私自身が福祉の関係では  
素人同然です。しかし、いつまでもそういう形では、弁護士としてもいけないのではないかというこ  
とで、弁護士会の中でも委員会をつくって対処していかなければならないとなっております。ですか

ら今後とも、私たちもそれに向けて、微力ではありますが、皆さんの要望等にこたえられるようにと考えています。それがどんな形になるか、先ほどはセンターと言いましたが、実はまだ正式に会内ではセンター立ち上げの承認をもらっていませんので、私は立ち上げの準備をしている責任者の一人なので思い入れがありまして、かなり断言調でお話をしましたが、まだ最終的に会内での承認をもらっていないが、そういう方向で動かざるを得ないというのは、会内では大部分のコンセンサスを得ているところだと思っていますので、あまり大きな間違いではないと思います。そういうふうに理解してください。

それで、札幌弁護士会だけではなく、弁護士の全国的な組織であります日本弁護士連合会では、今週8日、9日、奈良市で人権大会、年に1回全国持ち回りで行う大会ですが、それがありまして、ことしのテーマは「高齢者・障害者の主権確立を目指して」です。シンポジウムが3つありますが、その中の一つに、障害者差別禁止法の制定を目指して、バリアのない社会のためにという形でシンポジウムを行います。もう一つが、財産管理、生活支援の充実に向けてという形でシンポジウムを予定しております。もし興味がおありの方は、奈良の三井ガーデンホテルと奈良100年会館という近接の場所ですので参加してはどうでしょうか？そのPRをして終わらせていただきます。

金 きょうはどうもありがとうございました。

最後、私からですが、まとめの段階になって、私もコーディネーターとしてほっとしておりますけれども、これから向かう話も出たと思います。特に瓦屋さんのほうから、札幌で、精神障害者の人権センターをつくろうという声かけもされました。東京では、東京精神医療人権センターもありますし、精神医療人権センターとしては大阪にもありますし、神奈川にもあります。

私たちもDPI障害者権利擁護センターで苦情だとか権利侵害の相談窓口を設けている中で、精神障害の方からの相談も相当数入ってきます。そのときに非常に頼りになるのが東京の精神医療人権センターです。どうしてもこちらで対応できない場合は、一緒に考えてもらったり、アドバイスをもらったり、時には人権センターのほうに紹介をしたり、そういった意味では、被害を受けた当事者にとっては、いろいろな相談の選択肢があることが一番いいと思います。そういう状況づくりを、特に権利侵害を受けたときのサポートの体制として、私たち自身が、手づくりのことも含めて、一緒にいろいろなネットワークを張り連絡をとって、具体的に被害者を支えるネットワークづくりをしなければと思う。

昨日紹介しましたが、12月の障害者政策研究全国集会では、ことしで7回目ですが、障害者差別禁止法の制定を目指そうというテーマで行うことになっております。今、政策研究集会では、DPI日本会議だとか全国自立生活センター協議会が中心になって実行委員会をつくっているが、その中で作業チームを設置していて、私たちの対案をつくろうということで、障害者差別禁止法の対案づくりを今からやっつけていこうと。すぐには法律にはならないが、法律をつくっていくための要綱案を来年の春を目標にしてつくる作業を始めつつあります。12月の政策研究集会で一定の要綱案の骨子ぐらいを作業チームで出していこうとしていますので、その内容なども皆さんのほうで、また、情報として届くと思いますので、いろいろな意見を、障害の定義、差別の定義、また救済の手段とか、そういった盛り込むべき問題について、ぜひ皆さんの経験の中でどんどん情報交換をしながら、中身のあるものをつくりあげていきたいと思いますので、今後ともぜひよろしくお願ひしたいと思います。非常にまずい進行もありましたが、皆様のご協力のもとで、分科会を進めさせていただいて、大変ありがとうございました。

最後にパネリストの皆さん、コメンテーターの大久保さんに拍手で終わりたいと思います。どうもありがとうございました。